

| 学生の懲戒について

本学では、学生個人や学生団体（サークル等）が本学学則やその他の諸規程に違反した場合、あるいは犯罪行為等を行った場合は、学長が懲戒することになっています。

懲戒処分の種類には、訓告、停学及び退学があります。停学期間が2か月を超える場合は修業年限に算入されませんので、卒業に必要な単位を修得していたとしても、卒業（助産別科の場合は修了）が延期となります。

詳細については、「大学学生懲戒規程」、「大学学生懲戒等実施細則」及び「大学外国人留学生の懲戒に関する内規」（[西南女学院大学・大学短期大学部ホームページ掲載](#)）を参照してください。

ハラスメント

ハラスメントについては、相談者に対して、学生相談室もしくは学内の相談員に報告・相談を行っているかを確認します。相談している場合には、相談者の了解を得たうえで、キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会と大学評議会による決定等に基づいて対応します。

試験等における不正行為

「大学不正行為取扱規程」第6条により過去に処分を受けた者が、同規程に定める不正行為を再び行った場合、その他レポート・小論文の盗用やインターネット等からのコピー＆ペーストも、懲戒の対象となります。

実習施設等で知り得る個人情報の守秘義務違反

医療や福祉に携わる者は、個人情報に関する守秘義務の重要性を正しく理解する必要があります。最近では、実習施設等で知り得た個人情報（写真を含む。）を「このくらいは大丈夫だろう」とFacebookやTwitter、LINE等のSNS上で漏えいする事案が増えています。安易な情報発信は懲戒の対象となるばかりか、場合によっては法律によっても罰せられることとなります。

図書館資料の汚損・破損、無断持ち出し等

図書館資料は、本学の全構成員共有の財産です。書き込みや切り取りなど故意に資料の汚損・破損を行った場合や、資料を無断で図書館外へ持ち出した場合などは、「附属図書館規程」による措置に基づいて対応します。

キャンパス周辺での迷惑喫煙・駐車・駐輪

本学は、自動車またはバイク（原付を含む。）による通学、そして学生が学内で喫煙することを禁止しています。同様に、キャンパス周辺の路上等にたばこの吸い殻を捨てたり、自動車やバイク、自転車等を駐車・駐輪する等の迷惑行為も厳しく対処します。

懲戒に伴う奨学金の取扱い

本学の特待生や各種奨学生、授業料減免に関する規程、また日本学生支援機構をはじめとする学外奨学金の諸規程の定めるところにより、受給しているまたは受給が決定している奨学金等について、受給停止もしくは受給取消しとなります。

懲戒を科された場合の記録等の取扱い

懲戒を科された場合、学籍簿（永久保存）に記録し保存します。ただし、成績証明書や卒業証明書等の各種証明書には記載されません。

【懲戒の標準例】

大学学生懲戒規程第7条における懲戒の対象となる行為		懲戒処分等の種類
犯罪行為 (刑法犯等)	殺人、強盗、誘拐、放火、傷害等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	停学又は退学
	窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、過失致死、過失傷害等	訓告、停学又は退学
	賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等であって、刑法等に抵触する場合	訓告、停学又は退学
	わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）又はその他の迷惑行為等であって、刑法、軽犯罪法、迷惑防止条例等に抵触する場合	訓告、停学又は退学
	麻薬、大麻、阿片、覚醒剤、違法薬物、危険ドラッグ、向精神薬等の犯罪（不正所持、使用、売買又はその仲介、及び薬物となりうる植物の栽培）等	停学又は退学
	ストーカー行為	訓告、停学又は退学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で極めて悪質な場合	停学又は退学
	コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用	訓告又は停学
その他法令に反する行為	訓告、停学又は退学	
犯罪行為、交通事故犯	無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、ひき逃げ、暴走運転等悪質な交通法規違反により人身事故（前項に規定する事故を除く。）を起こした場合	停学又は退学
	無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、当て逃げ、暴走運転等悪質な交通法規違反（人身事故を伴わない。）を起こした場合	訓告又は停学
	前方不注意等の相当な過失のある、死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学
	前方不注意等の相当な過失のある、上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	訓告又は停学
	物損事故等の事故・違反の場合（ただし、反則金に該当する場合で、軽微な道路交通法規違反については対象としない。）	厳重注意
人権侵害行為	キャンパス・ハラスメントに関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	キャンパス・ハラスメントに関する上記以外の行為	訓告又は停学
試験・論文等の不正行為	「大学不正行為取扱規程」第6条により過去に処分を受けた者が、同規程第2条に定める不正行為を再び行った場合	停学又は退学
	発表された論文等の盗用又は盗作（研究成果作成の際に論文やデータの捏造、改ざんを行った場合を含む。）	訓告、停学又は退学
行 違 非	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	停学又は退学

	本学の管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	訓告、停学又は退学
	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火等（結果が重大なものに限る。）	訓告又は停学
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	訓告、停学又は退学
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	訓告、停学又は退学
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	訓告、停学又は退学
飲酒行為	一気飲みなど他人に飲酒を強制し、重大な事態に至った場合	停学又は退学
	未成年者自らの飲酒、又は未成年と知りながら飲酒を勧めた場合	厳重注意、訓告又は停学
	その他、飲酒等により重大な事態に至った場合	訓告、停学又は退学
学則、学生諸手続等規程及びその他本学の諸規則等に違反する行為		訓告、停学又は退学
上記に加え、学長が必要と認める場合		教育的指導